

産特第170号
平成16年11月9日

青森県田子町長様

岩手県環境生活部

産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室



岩手県の原状回復対策における対応等についての質疑及び要望
したい事項について（回答）

平成16年8月12日付け田取発第1778号で照会のあった標記について、別添のとおり回答します。

呈 覽	町長	助役	後課長	補佐	班長	係
指 示	（略）					

【連絡担当：（総括）主任主査 佐藤（電話019-629-5392）】

1 8月1日開催の岩手県協議会の協議事項について

(1) 野積み廃棄物の撤去について

① 青森県においては「一時撤去マニュアル」を作成しその中の運搬マニュアル等で詳細な留意事項や遵守事項で定めていますが、岩手県の場合は具体的なものがないようです。運搬方法について及びその注意・遵守事項は事業者用に示すばかりではなく、住民がどの様な方法で実施するか一目瞭然・具体的にわかるものを作成されるべきではないのでしょうか。

【回答】

8月1日に開催した第7回原状回復対策協議会で説明したとおり、作業工程の全てを網羅するマニュアルを作成することとしています。

なお、野積み廃棄物の撤去に係る「作業マニュアル」に相当するものとして、前述の協議会での指摘等を踏まえ、「野積み廃棄物の撤去開始について（改正）」を作成し、既に公表しています。

② 運搬車両について青森県の場合、運搬中の廃棄物流出・飛散防止を図るために密閉型の車両を使用すると、①の運搬マニュアルに明記されております。また岩手県おいてもこれまでの説明では事故が起こっても漏れ出さないような車両を使うとされておりました。しかしながら、今回示された飛散防止対策では、天蓋型運搬車両とともにバラ積みにシートを被せるだけの方法でも可とした車両も使用するようですが、これで果たして交通事故等で車両が横転や衝突した場合など飛散防止対策が万全であるのかそのご見解をお伺いします。また、毎回の現地を出るときの積載量と、処理施設での搬入量の値を逐次住民に示し、安全かつ確実な運搬業務であることをお示し頂くことが重要と考えます。

【回答】

(1) 前項の回答のとおり、今回示した搬出計画は、非有害の野積み廃棄物の撤去に関するもので、搬出する廃棄物の性状に応じた対策を講じており、原状回復対策協議会の了承を得ています。

(2) 交通事故等で車両が横転や衝突をした場合等においては、事故の程度等にもよりますが、積載した廃棄物が全く車両から漏れ出さないようにすることは、困難と考えられます。

しかし、そのような事故等の場合にも廃棄物等の飛散等をできるだけ抑制するため、例えば有害な廃棄物には密閉型の搬出容器・車両を使用するなど、安全性をできるだけ高めていかないと考えています。

(3) 不法投棄現場からの搬出量及び処理施設での搬入量については、基本的に日単位でデータが把握できるようホームページ等で公表することを検討しています。

③ 冬期間は水亦集落周辺などにおいては除雪による路幅の減少によって通常の車両でも非常に狭隘な状態となります。歩行者は歩道以外のところを滑るのに注意して歩かざるを得ないのが実状です。冬期間については運行をしないような計画のようですが、これは次年度以降についても同様のお考えなのでしょうか。いずれ冬季積雪期間の運行は想定通りにできない事情をご勘案下さるようお願い申し上げます。また、タイヤチェーンの装着・脱着地点を確保することも必要と考えます。

【回答】

基本的に冬期間は運行を行わない計画としています。

④ 青森県の計画では、スクールバス等の追い越し禁止、農耕車両は農繁期に注意等の具体的な遵守事項が記載されていますが、岩手県の場合「一般車両、歩行者等は優先して通行させる」としかなく具体的な事項はありません。青森県の計画でも不十分と申し上げておりますが、岩手県においても「農耕車両については常時、走行中の農耕車両の追い越しは禁止とする」等具体的な事項をマニュアル等に作成・明記して住民に示して頂くようお願い申しあげます。

【回答】

マニュアルの内容は、できるだけ具体的に記載するよう取り組んでいます。

⑤ 12月までに汚泥（燃え殻）を13,000トン撤去・運搬する計画のようですが、実質4ヶ月、80日程度の期間に運搬するとしたならば、1日当たり160トンの運搬量となります。1台当たり6～7トンの積載量であることを勘案すれば毎日25台程度は走行することになり、これまで呈示された運搬計画では毎日5～10台程度であることからは、とてもこの期間内に終了できないはずで、物理的根拠のある計画書を示すべきです。

【回答】

10月2日に開催した第8回原状回復対策協議会において、資料2を提示し説明しています。

⑥ 「交通事故の発生等不測の事態に備え…連絡可能な体制を構築する。」とありますが、現場から水亦集落及び浄法寺町までの一部区間では携帯電話の不通・難聴区間であり、携帯電話が通じるべく措置を早急に講じるべきではないでしょうか。

【回答】

- (1) 携帯電話の整備については、貴町より照会のあった平成16年5月28日付け田取発第1295号への本県の回答（平成16年7月23日付け産特第69号）に記載のとおりですが、引き続き通信事業者へ働きかけていきたいと考えています。
- (2) なお、有線電話については、8月1日に開催した第7回原状回復対策協議会で説明したとおり、8月2日から使用可能となっており、本県では施工監理業務受託会社が10月13日より使用を開始しています。従って現在は、有線電話及び携帯電話利用可能エリアからの連絡は現地で受けられる体制となっています。

⑦ 町内で交通事故等が発生した場合、何分で県から町に伝わるのか、具体的な所要時間を何ケースかを想定して訓練的に実施して頂きたい。

【回答】

事故あった場合の連絡対応については、危機管理マニュアル（案）を基本に、年内に伝達訓練を実施する予定です。

- ⑧ 下記については同様のお願いを青森県にもしているところですが、
- ア) 運搬車両の仕様を具体的に説明して下さい。それとともに運搬受託者との契約書及び仕様書等の写しをご提供下さい。
- イ) 運搬車両の表示が誰でも一目で分かるように、大きなものを車両の前面や側面に磁石などで貼り付ける方法をご検討下さい。また色も原色や鮮明な色を使うべきと考えます。
- ウ) 廃棄物処理業者との契約書及び仕様書等の写しをご提供下さい。
- 以上ア) 及びウ) については、今後契約予定の13,000トンの汚泥の運搬及び処理についてもお知らせ願いたいと存じます。

【回答】

- ア) 別紙のとおり。ただし、契約書・仕様書については、一般的な書式としています。
- イ) 既に、8月1日に開催した第7回原状回復対策協議会で説明し、実施しています。
- ウ) 別紙のとおり。

(2) 作業マニュアルについて

これについてはまだ全体が示されていないので、作成された段階において具体的な意見や要望を都度申し上げていく予定としております。

8月9日の関西電力美浜原子力発電所の事故でも示されたようにマニュアルというものは不完全であり、必要があれば改善していくことが重要です。運搬業者及び周辺住民の意向をくみ入れ、安全面に対応できるマニュアルとするためにも、年度終了後、季節毎及び地元の農繁期等の節目ごとに改善をしていくようお願い申し上げます。

なお、掘削工程作業マニュアル中において土壤汚染調査を行うこととしていますが、これらについてはどこでどのように誰がされるのか、また汚染のあるなしはどういう基準でされるのかをご説明下さい。これは2-(2)とも関連する事項と考えております。

【回答】

- (1) マニュアルは、作成した段階でその内容を固定するものではなく、必要に応じて改善していくべきものと考えています。
- (2) 10月2日に開催した第8回原状回復対策協議会の資料3における「土壤汚染調査マニュアル（案）」を御覧ください。

(3) 施工システム基本設計について

これについては岩手県の協議会において公式に説明された段階において具体的な意見や要望を都度申し上げていく予定としております。

- ① なお、この施工システム基本設計についての基本理念が「リスクの最小化」となっておりますが、それに対応する汚染拡散防止対策として、現場北側の廃棄物の撤去段階における対策がキャッピングしか明示されておりません。万が一の流出に対応する危機管理についてはどうされる予定でしょうか。
- ② 以前より申し上げてきたように、イー9のモニタリング結果や現在調整池を構築する箇所周辺では有機溶剤臭などがして、汚染拡散の兆候があるのではないかと危惧しているところです。これまでの結果では緊急にその必要性はなかったのかも知れませんが、今後において撤去作業が開始される中で汚染拡散のおそれがモニタリングの結果などからあるとすれば、青森県と同様に遮水壁（もしくはこれまで岩手県でお話しされていた鋼矢板による遮水）などの必要性があるのではないかと考えております。この沢の水は飯豊地区に流れ出るものですから町民の心配も多く、どんな対策を講じるお考えがあるかこの施工システム基本設計においてきちんと明示し、何らかの措置がなされるようお願いしたいと存じます。
- ③ また、掘削により地下水の流れが改变することも想定され、地下水位の調査箇所や頻度を多くすることも検討して頂きたいと存じます。

【回答】

- (1) 10月2日に開催した第8回原状回復対策協議会の資料4で説明をしています。
- (2) 同上。

また、施工システム基本設計については、既に第6回原状回復対策協議会において了承されており、改めて当該基本設計に位置付けることは考えていません。

- (3) モニタリングについては、原状回復対策協議会の意見等を踏まえ、調査内容等を検討していきます。

2 平成16年7月23日産特第69号「岩手県の原状回復対策における対応等についての質疑 等、お尋ねしたい事項について（回答）」に対する回答及び再質疑などについて

(1) 撤去・運搬作業について

- ① 現地での掘削、積み込み等の撤去作業については、香川県豊島で行われている事例と同等以上の安全性を確保できる対策を講じて頂きたく、今後も具体的な意見や要望を都度申し上げていく予定しております。

【回答】

貴町では、町長が本県の原状回復対策協議会委員となっており、岩手・青森県境不法投棄現場の原状回復等に関する事業等について、原状回復対策協議会で直接意見等を申し述べることができます。

また、本県では、対象を問わず寄せられた意見等については、今後とも誠意を持って対応して参りたいと考えています。

② 搬出ルート沿線となる水亦集落の住民及び農事組合法人和平高原開発農場には、汚泥等13,000トンの本格的撤去運搬を行う以前の段階で、あらためて説明と理解を得るようお願い申し上げます。

【回答】

既に説明を実施しています。

なお、今後とも搬出計画等に変更が生じる場合は、計画内容に係る原状回復対策協議会の提言を踏まえ、その都度説明を行っていきます。

(2) 廃棄物の検査体制、検査組織の確立について

① 検査組織体制とは、現地での掘削作業中等の労働災害防止の観点や廃棄物の適正な処理のために必要な廃棄物の分析調査及び現場内及び周辺環境のモニタリング調査を青森・岩手両県が連携を取って実施する体制と考えております。そしてこれらの検査が即日に結果が判明できるよう、外部委託ではなく、簡易な方法でも現地において実施することが必要ではないかと考えます。そのための組織・施設を整備すべきということです。

また、表面流出水を調整池等に排出しているようですが、この流入量と各種物質濃度は定期的に住民に示して頂きたくお願い申し上げます。

【回答】

検査組織体制については、貴町より照会のあった平成16年5月28日付け田取発第1295号への本県の回答（平成16年7月23日付け産特第69号）に記載のとおりです。

また、調整池でのモニタリングについては、調整池管理マニュアル（案）に従い実施することとしています。

② 住民の目が届く体制とは、上記の検査組織の中で、常時住民が検査そのものができるよう、そしてその結果による判断・対処方法の決定過程に住民が参画できるような体制として頂きたいということです。単にモニタリング・サンプル採取に立ち会いができていればとか、調査結果の情報提供があればそれでよいというものではありません。

【回答】

- (1) 本県では、一般住民に検査そのものを行わせる考えはありません。専門知識・技能及び各種資格を有する専門業者等に委託し、実施することとしています。
- (2) 検査結果の判断、対処方法の決定については、原状回復対策協議会の所掌事項となっています。従って、御指摘の「決定過程」には、住民の立場で参画していただいている委員もいることから、住民が直接参画できる体制となっていると考えています。

(3) 緊急連絡体制について

現場周辺や廃棄物の搬出ルート沿いが不測の事態に対応できる携帯電話の通話地区とする必要性の認識を十分にして頂きたいと考えております。その上で、青森県では田子町にアンテナ鉄塔補助事業制度について提案をされており、当町としてもその事業の活用を検討していく予定としております。この場合において、当該事案の背景、事業実施上の必要性等の観点からは、岩手県も青森県と共同でこの補助事業を行って頂くべくご高配をお願い申し上げたいと考えております。

【回答】

1-(1)-⑥の回答のとおり。

(4) (仮名) 資料館の整備について

青森県においては浸出水処理施設内に資料の展示等の整備をする計画があると聞いていますが、両県が共同して一箇所で整備すべきと考えます。両県のご調整をお願い申し上げ、そしてそれが実現の折りには、町としても資料の提供等の協力を申し上げたいと考えております。

【回答】

貴町より照会のあった平成16年5月28日付け田取発第1295号への本県の回答（平成16年7月23日付け産特第69号）に記載のとおりです。